

※この法令は廃止されています。
平成十六年経済産業省令第十六号

一般ガス事業供給約款料金算定規則

電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律（平成十五年法律第九十二号）の一部の施行に伴い、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第十七条第一項の規定に基づき、及び同条第三項の規定を実施するため、一般ガス事業供給約款料金算定規則を次のように定める。

第一章 総則（第一条）

第二章 認可料金の算定

第一節 総原価の算定（第二条―第八条）

第二節 料金の算定（第九条―第十二条の三）

第三章 届出料金の算定

第一節 供給約款届出料金の算定（第十三条―第十六条）

第二節 供給約款変動届出料金の算定（第十六条の二・第十六条の三）

第四章 原料費調整制度（第十七条）

第五章 雑則（第十八条―第二十二条）

附則

第一章 総則

(定義)

第一条 この省令において使用する用語は、ガス事業法（以下「法」という。）、ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号。以下「施行規則」という。）、ガス事業会計規則（昭和二十九年通商産業省令第十五号。以下「会計規則」という。）、ガス事業託送供給約款料金算定規則（平成十六年経済産業省令第十七号。以下「託送料金算定規則」という。）及びガス事業託送供給収支計算規則（平成十六年経済産業省令第百二号。以下「託送収支規則」という。）において使用する用語の例による。

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 「卸供給」とは、他のガスを供給する事業者に対する導管による当該ガスを供給する事業者のガスを提供する事業の用に供するガスの供給（託送供給を除く。）をいう。

二 「大口・卸供給」とは、大口供給及び卸供給をいう。

第二章 認可料金の算定

第一節 総原価の算定

第二条 法第十七条第一項の規定により定めようとする、又は変更しようとする供給約款（特定

ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する事業に係るものを除く。以下同じ。）で設定する料金（以下「供給約款認可料金」という。）を算定しようとする一般ガス事業者（以下この条から第十二条の三までにおいて「事業者」という。）は、原価算定期間として、当該事業者の事業年度の開始の日又はその日から六月を経過する日を始期とする三年間（変更しようとする供給約款で設定する料金を算定しようとする事業者を定めて、当該期間において一年以上の期間）を定め、当該期間においてガス事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「総原価」という。）を算定しなければならない。

2 前項の総原価は、第四条の規定により算定される営業費の額、第五条の規定により算定される営業費以外の項目の額及び第六条の規定により算定される事業報酬の額の合計額から第七条の規定により算定される控除項目の額を控除して得た額とする。

第三条 事業者は、ガス需給計画及び設備投資計画を供給計画（法第二十五条第一項の規定に基づき届け出た供給計画をいう。以下同じ。）、需要想定（原価算定期間における販売量、調定件数その他の想定値をいう。以下同じ。）及び事業環境の将来の見込み（技術革新の動向、物価上昇率等の経済指標の動向その他のもの）をいう。以下同じ。）に基づき策定し、様式第一第一表及び第二表に整理しなければならない。

2 前項の場合において、ガス需給計画を策定する際に用いる託送供給の需要想定値は、事業者の託送供給の実績が乏しい場合その他の確実な需要想定の実施が困難な場合にあつては、次の各号の需要想定値のいずれかによることができる。

一 大口・卸供給の販売量の需要想定値
二 過去の大口・卸供給の需要の伸び率その他を勘案し合理的な試算の方法により想定した値

第四条（営業費の算定）

事業者は、営業費として、別表第一第一表（一）に掲げる項目ごとに、同表に掲げる方法により算定される額を、様式第二第一表及び第二表に整理しなければならない。

2 中小事業者（需要家数（申請の日の直近の事業年度末のガスメーター取付数をいう。以下同

じ。）が一戸未満の事業者をいう。以下同じ。）であつて新設事業者（法第十七条第一項の規定により供給約款を定めようとする事業者をいう。以下同じ。）及び熱量変更を理由として申請を行う事業者以外の者は、前項の規定にかかわらず、別表第一第一表（三）に掲げる項目については、同表に掲げる方法により営業費を算定することができる。この場合において、当該中小事業者は、その算定した額を様式第二第二表及び第四表に整理しなければならない。

第五条（営業費以外の項目の算定）

事業者は、営業費以外の項目として、別表第一第一表（二）に掲げる項目ごとに、同表に掲げる方法により算定される額を、様式第二第一表及び第二表（前条第二項の規定により営業費の額を算定する者にあつては、様式第二第二表及び第四表）に整理しなければならない。

第六条 事業者（新設事業者又は地方公共団体である事業者を除く。）は、事業報酬として、レポートベースに事業報酬率を乗じて得た額（以下「事業報酬額」という。）を算定し、様式第三第一表及び第二表に整理しなければならない。

2 前項のレポートベースは、一般ガスの効率的な実施のために投下された有効かつ適切な事業資産の価値として、別表第一第二表に規定する方法により算定した額とする。

3 第一項の事業報酬率は、事業者の健全な財務体質を維持しつつ、安定的かつ安全なガスの供給を確保する適正な設備投資を円滑に実施するために必要となる事業報酬の額を算定するために十分な率として、別表第一第二表に規定する方法により算定した値とする。

4 新設事業者（地方公共団体を除く。）は、事業報酬として、事業開始の初年度及び第二年度においては社債及び借入金に対する支払利息の額を、第三年度においては、レポートベースに事業報酬率を乗じた額を超えない額を算定し、様式第三第一表及び第二表に整理しなければならない。

7 事業者は、控除項目として、別表第一第三表に掲げる項目ごとに、同表に掲げる方法により算定される額を、様式第四第一表及び第二表に整理しなければならない。

第八条（総原価の整理）

事業者は、総原価として、第二条から前条までの規定により算定した営業費、営業費以外の項目、事業報酬及び控除項目の額を、第三項及び第四項に掲げる方法により次の各号に分類し、総原価の額とともに、様式第五第一表（第四条第二項又は第二十二条の規定により営業費を算定した者にあつては、様式第五第三表。次項において同じ。）に整理しなければならない。

一 製造費
二 供給販売費
三 一般管理費
四 その他費

2 中小事業者は、前項の規定にかかわらず、総原価として、第二条から前条までの規定により算定した営業費、営業費以外の項目、事業報酬及び控除項目の額を、次項及び第四項に掲げる方法により次の各号に分類し、様式第五第一表に整理することができる。

一 製造費
二 供給販売費等
三 その他費
3 営業費の額は、営業費の項目ごとに発生する主な原因に基づき、第一項号から第三号まで（簡易整理者（前項の規定により総原価を整理する者をいう。以下同じ。）が分類する場合にあっては、前項第一号及び第二号）に分類しなければならない。

4 営業費以外の項目、事業報酬及び控除項目の額は、第一項第四号（簡易整理者が分類する場合にあっては、第二項第三号）に分類しなければならない。

第二節 料金の算定

(総原価の機能別原価への配分)

第九條 事業者は、総原価を前条第一項各号(簡易整理者にあつては、前条第二項各号)に掲げる項目ごとに、別表第二に掲げる方法及び別表第三に掲げる配分基準に基づき、機能別原価として、別表第四の項目に配分し、様式第五第二表に整理しなければならない。

(機能別原価の部門別原価への配分)

第十條 事業者は、機能別原価を別表第四に掲げる項目ごとに、別表第五に掲げる配分基準に基づき、当該配分基準の算定の諸元のうち次の各号に掲げる項目のそれぞれについて求めたものとその合計値との比として算定した配分比を用いて、部門別原価として、次の各号に掲げる項目に配分し、様式第五第四表に整理しなければならない。

- 一 小口部門原価
- 二 大口・卸供給部門原価
- 三 託送供給部門原価

2 託送供給部門原価に属する機能別原価の項目は、別表第四に掲げるもののうち、LNG圧送原価、その他工場原価(導管の圧力制御に関する費用に限る)、高圧導管原価、中圧導管原価、低圧導管原価、供給管原価、メーター原価、検針原価、集金原価及び託送供給特定原価とする。

(減少事業報酬額の算定)

第十條の二 事業者(法第二十二條第一項ただし書の承認を受けた事業者であつて法第二十二條の二第一項に規定する届出を行っていない事業者、託送収支規則第七條に規定する事業者及び託送収支規則の規定により公表した直近の当期内部留保相当額(当該額が零を下回る場合にあつては、零、以下「当期内部留保相当額」という。)が零の事業者を除く。)は、減少事業報酬額を算定し、様式第五の二第一表を作成しなければならない。

2 減少事業報酬額は、次項の規定により事業者が定める還元額に第四項の規定により算定される内部留保相当額を加えた額とする。

3 還元額は、当期内部留保相当額の範囲内を上回らない額であつて、事業者が定める額とする。

4 内部留保相当額控除額は、当期内部留保相当額から前項の規定により事業者が定めた額に百分の五十を乗じて得た額を控除して得た額に第

六条第三項の規定により算定した事業報酬率を乗じて得た額に原価算定期間の年数を乗じて得た額とする。

(減少事業報酬額の減少機能別原価への配分)

第十條の三 前条の事業者は、減少機能別原価として、前条第一項の規定により算定した減少事業報酬額を第十條第二項に掲げる機能別原価の各項目ごとに整理した事業報酬額とその合計値(以下「託送供給関連部門事業報酬額」という。)との比として算定した配分比を用いて、第十條第二項に掲げる機能別原価の各項目に配分し、様式第五の二第二表に整理しなければならない。

(減少事業報酬額に係る減少機能別原価の減少部門別原価への配分)

第十條の四 第十條の二の事業者は、減少部門別原価として、前条により算定した減少機能別原価を第十條第二項に掲げる項目ごとに、別表第五に掲げる配分基準に基づき、第十條第一項に掲げる部門別原価に配分し、様式第五の二第三表に整理しなければならない。

(部門別原価の整理)

第十條の五 第十條の二の事業者は、部門別原価として、第十條の規定により整理した部門別原価から前条の規定により整理した減少部門別原価を差し引いた額を、様式第五の三に整理しなければならない。

(小口部門原価の供給約款原価及び選択約款原価への配分)

第十一條 事業者は、第十條(第十條の二の規定により減少事業報酬額を算定した事業者にあつては、第十條の五)により算定した小口部門原価を、当該小口部門原価に係る機能別原価ごとに、別表第六に掲げる配分基準に基づき、当該配分基準の算定の諸元のうち次の各号に掲げる項目のそれぞれについて求めたものとその合計値との比として算定した配分比を用いて、次の各号に掲げる項目に配分し、様式第五第五表及び別表第六に整理しなければならない。

- 一 供給約款料金原価
- 二 選択約款料金原価

(供給約款認可料金の設定)

第十二條 事業者は、供給約款認可料金を、前条の規定により整理された供給約款料金原価を、前条のガスの使用量に準じて供給約款料金を算定し、ガス以外の想定値を基準として複数の需要群に区分し、当該区分ごとに基本料金(ガスの販

売量にかかわらず支払いを受けるべき料金をいう。)及び従量料金(ガスの販売量に応じて支払ひを受けるべき料金をいう。)とを組み合わせたものとして設定しなければならない。

2 事業者は、供給約款認可料金を、供給約款料金原価と原価算定期間中の供給約款に係るガスの販売量により算定される供給約款認可料金による収入額(以下「料金収入」という。)が一致するように設定しなければならない。

3 事業者は、様式第六により供給約款料金原価と料金収入の比較表を作成しなければならない。

(変動額供給約款料金原価の算定)

第十二條の二 事業者は、法第十七條第一項の規定により同項の認可を受けた供給約款(第十六條の三において準用する第十二條の規定により第十六條の二第一項に規定する石油石炭税変動相当額を基に供給約款で設定する料金を算定し、かつ、法第十七條第四項又は第七項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの)で設定した料金(以下この条において「現行供給約款料金」という。)を現行供給約款料金(これらの規定により変更後の供給約款を届け出た事業者にあつては、当該変更後の供給約款を届け出る前に定めていた供給約款で設定した料金。次条において同じ。)を算定した際

に、第十二條第一項の規定により定められた原価算定期間内に次項の規定により算定する原料費の変動額(社会的経済的事情の変動による法第十七條第一項の認可を受けた供給約款で設定した料金を算定した際に第四條第一項の規定により供給計画等を基に算定した数量の変更起因するもの(以下「外生的原料費変動相当額」という。))に限る。)を基に変更しようとするときは、第二條から前条までの規定にかかわらず、当該変動額を基に変動額供給約款料金原価を算定することができる。

2 前項の事業者は、外生的原料費変動相当額を、社会的経済的事情の変動に伴う単価変動額及び小口部門のガス販売量(現行供給約款料金を算定時における総括原価方式による供給約款料金原価(現行供給約款料金を変動額届出供給約款料金原価により算定した場合)にあつては、直近の総括原価方式による供給約款料金の算定時における供給約款料金原価)に係る第三條の規定により策定されたガス需給計画のうち小口供給分に係る数値をいう。)を基に算定し、様式第六の二第一表に整理しなければならない。

3 第一項の事業者は、前項により算定した外生的原料費変動相当額を、特定変動機能別原価として、従量原価に直課しなければならない。

4 第一項の事業者は、前項の特定変動機能別原価を、特定変動小口部門原価として、小口部門原価に直課しなければならない。

5 第一項の事業者は、前項の特定変動小口部門原価を、現行供給約款料金の算定時における総括原価方式による供給約款料金原価の第十一條の規定による配分方法(現行供給約款料金を変動額届出供給約款料金原価により算定した場合)にあつては、直近の総括原価方式による供給約款料金の算定時における供給約款料金原価の第十一條の規定による配分方法)に基づき、供給約款料金変動額及び選択約款料金変動額に配分し、様式第六の二第二表に整理しなければならない。

6 第一項の事業者は、現行供給約款料金の算定時の供給約款料金原価又は変動額届出供給約款料金原価(次条において「現行供給約款料金原価」という。))に前項の供給約款料金変動額を加えた額を、変動額供給約款料金原価として整理し、様式第六の二第三表に整理しなければならない。

(供給約款変動額料金の設定)

第十二條の三 第十二條の規定は、前条の事業者に準用する。この場合において、同条中「供給約款認可料金」とあるのは「供給約款変動額認可料金」と、「供給約款料金原価」とあるのは「変動額供給約款料金原価」と、「原価算定期間」とあるのは「現行供給約款料金の算定時における原価算定期間」と読み替へるものとする。

第三章 届出料金の算定

第一節 供給約款届出料金の算定

(届出供給約款料金原価の算定)

第十三條 法第十七條第三項の規定により変更しようとする供給約款で設定する料金(以下「供給約款届出料金」という。)を算定しようとする一般ガス事業者(以下この条から第十六條まで及び第十七條並びに第二十一條において「届出事業者」という。)は、原価算定期間として、当該届出事業者の事業年度の開始の日又はその日から六月を経過する日を始期とする一年を単位とする一年以上の期間を定め、次の各号に掲げるいずれかの方式により、届出供給約款料金を算定しなければならない。

一 届出上限値方式
 二 総括原価方式
 (届出上限値方式による届出供給約款料金原価の算定)

第十四条 届出上限値方式により供給約款届出料金を算定しようとする届出事業者は、効率化成果等(届出事業者が原資産算定期間における経営の効率化等によって生じることが見込まれる費用の削減額を見積もった額をいう。以下同じ。)を、小口部門の料金引下げ原資(供給約款又は選択約款により設定する料金の引下げのための原資をいう。以下同じ。)と財務体質強化原資(届出事業者の財務体質を強化するための原資をいう。以下同じ。)に配分しなければならない。この場合において、配分の比率は当該届出事業者の経営判断に基づき任意に設定することができる。

2 前項の届出事業者は、同項の小口部門の料金引下げ原資を次の各号に掲げるいずれかの方法により、供給約款料金引下げ原資(供給約款により設定する料金を引き下げるための原資をいう。以下同じ。)と選択約款料金引下げ原資(選択約款により設定する料金を引き下げるための原資をいう。以下同じ。)に配分しなければならない。この場合において、供給約款料金引下げ原資と選択約款料金引下げ原資のいずれかに特定することができるものは、これをいづれかに特定して配分するものとする。

一 原資産算定期間における供給約款及び選択約款のそれぞれの変更前料金収入額(変更前の供給約款又は選択約款により設定されている料金により想定される料金収入をいう。以下同じ。)の比率による配分
 二 原資産算定期間における供給約款及び選択約款のそれぞれガスの販売量の需要想定定の比率による配分
 三 前各号に掲げる配分の方法に類する方法であつて届出事業者の事業活動の実情に応じた合理的かつ適切な方法による配分

3 第一項の届出事業者は、届出供給約款料金原価として、変更前料金収入額から供給約款料金引下げ原資を差し引いた額を算定し、様式第七第一表に整理しなければならない。

第十四条の二 前条の規定にかかわらず、届出事業者のうち、法第二十二條第三項に規定する一般ガス事業者(以下「託送供給約款制定事業者」という。)が、届出上限値方式により供給

約款届出料金を算定しようとする場合(料金引下げ原資が託送供給部門原価に属さない場合を除く。)は、効率化成果等を料金引下げ原資(総原価の引下げのための原資をいう。以下同じ。)と財務体質強化原資に配分しなければならない。この場合において、配分の比率は当該託送供給約款制定事業者の経営判断に基づき任意に設定することができる。

2 第十条の二の規定は、届出上限値方式により供給約款届出料金を算定しようとする託送供給約款制定事業者に準用する。この場合において、第十条の二第四項中「第六条第三項の規定により算定した事業報酬率」とあるのは「既に法第十七条第一項の認可を受けた又は同条第四項の届出(第十四条、第十四条の二の規定による届出を除く。)を行った際に第六条第三項の規定により算定した事業報酬率」と読み替えるものとする。

3 第一項の託送供給約款制定事業者は、同項の料金引下げ原資について、別表第七に掲げる方法に基づき、減少機能別原価として、別表第四の項目に配分し、様式第七第二表に整理しなければならない。

4 第一項の託送供給約款制定事業者(減少事業報酬額が零の事業者を除く。)は、第二項において準用する第十条の二の減少事業報酬額について、別表第八に掲げる方法に基づき、減少機能別原価として、第十条第二項に掲げる機能別原価の項目に配分し、様式第五の二第二表に整理しなければならない。

5 第一項の託送供給約款制定事業者は、第三項の減少機能別原価に前項の減少機能別原価を加えた額を別表第四に掲げる項目ごとに、別表第九に掲げる方法に基づき、減少部門別原価として、小口部門原価、大口・卸供給部門原価及び託送供給部門原価に配分し、様式第七第三表に整理しなければならない。

6 第一項の託送供給約款制定事業者は、前項の小口部門原価を次の各号に掲げるいずれかの方法により、供給約款料金引下げ原資と選択約款料金引下げ原資に配分しなければならない。この場合において、供給約款料金引下げ原資と選択約款料金引下げ原資のいずれかに特定することができるものは、これをいづれかに特定して配分するものとする。

一 原資産算定期間における供給約款及び選択約款のそれぞれの変更前料金収入額の比率による配分

二 原資産算定期間における供給約款及び選択約款のそれぞれガスの販売量の需要想定定の比率による配分
 三 前各号に掲げる配分の方法に類する方法であつて届出事業者の事業活動の実情に応じた合理的かつ適切な方法による配分

7 第一項の託送供給約款制定事業者は、届出供給約款料金原価として、変更前料金収入額から供給約款料金引下げ原資を差し引いた額を算定し、様式第七第四表に整理しなければならない。

(総括原価方式による届出供給約款料金原価の算定)

第十五条 総括原価方式により供給約款届出料金を算定しようとする届出事業者は、原資産算定期間においてガス事業を運営するに当たつて必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額(以下「届出総原価」という。)を算定しなければならない。

2 第二条第二項及び第三条から第十一条まで(第六条第四項を除く。)の規定は、前項の規定により届出総原価を算定しようとする届出事業者に準用する。この場合において、「第二条第二項中「前項の総原価」とあるのは、「第十五条第一項の届出総原価」と、第三条第一項及び第十条の二第四項中「原資産算定期間」とあるのは「原資産算定期間」と、第四条第一項及び第五条中「様式第二第一表及び第二表」とあるのは「様式第二第一表」と、第四条第二項及び第五条中「様式第二第三表及び第四表」とあるのは「様式第二第三表」と、第六条第一項中「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額及び届出事業者が効率化成果等を財務体質強化原資に配分しようとする場合にあつてはその額」と、「様式第二第一表及び第二表」とあるのは「様式第三第一表」と、同条第三項中「値とする」とあるのは「値」とする。この場合において、同表中、他人資本報酬率の算定については、届出事業者の事業活動の実情を踏まえ適正かつ合理的な範囲内において、当該届出事業者の用いる平均有利子負債利率に代えて、当該届出事業者の実績有利子負債利率を用いることができることとする。」と、同条第五項中「様式第三第三表及び第四表」とあるのは「様式第三第三表」と、第七条中「様式第四第一表及び第二表」とあるのは「様式第四第一表」と、第八条及び第九条中「総原価」とあるのは「届出総原

価」と、第十一条中「供給約款料金原価」とあるのは「届出供給約款料金原価」と、「選択約款料金原価」とあるのは「届出選択約款料金原価」と読み替えるものとする。

3 第一項の届出事業者は、前項の規定により算定した小口部門原価の額並びに小口部門の変更前料金収入額(変更前の供給約款及び選択約款により設定されている料金により想定される料金収入をいう。)及び小口部門の料金引下げ原資の額を算定し、様式第七第五表に整理しなければならない。

(供給約款届出料金の算定)

第十六条 第十二条の規定は、第十四条第一項、第十四条の二第一項又は前条第一項の届出事業者に準用する。この場合において、第十二条中「供給約款認可料金を」とあるのは「供給約款届出料金」と、「供給約款料金原価」とあるのは「届出供給約款料金原価」と、「原資産算定期間」とあるのは「原資産算定期間」と読み替えるものとする。

第二節 供給約款変動額届出料金の算定(変動額届出供給約款料金原価の算定)

第十六条の二 一般ガス事業者は、法第十七条第一項、第三項又は第六項の規定により供給約款で設定した料金(以下「現行供給約款料金」という。)を次項の規定により算定する原料費の変動額(石油石炭税の税率の変動その他の石油石炭税に関する制度の改正に起因する変動額(以下「石油石炭税変動相当額」という。)に限る。以下同じ。)を基に変更しようとするときは、第二条から前条までの規定にかかわらず、石油石炭税変動相当額を基に変動額届出供給約款料金原価を算定することができる。

2 前項の一般ガス事業者は、石油石炭税変動相当額を、次の各号に掲げる方法により算定し、様式第七の二第一表に整理しなければならない。

一 石油石炭税法第四条の規定により石油石炭税を納める義務を負う原料又は製品に係るものは、同法第九条に規定する税率の変動に伴う単価変動額及び小口部門のガス販売量(現行供給約款料金の算定時における総括原価方式による供給約款料金原価又は届出供給約款料金原価(現行供給約款料金を届出上限値方式による届出供給約款料金原価又は変動額届出供給約款料金原価により算定した場合)にあつては、直近の総括原価方式による供給約款

料金を算定しようとする届出事業者は、効率化成果等(届出事業者が原資産算定期間における経営の効率化等によって生じることが見込まれる費用の削減額を見積もった額をいう。以下同じ。)を、小口部門の料金引下げ原資(供給約款又は選択約款により設定する料金の引下げのための原資をいう。以下同じ。)と財務体質強化原資(届出事業者の財務体質を強化するための原資をいう。以下同じ。)に配分しなければならない。この場合において、配分の比率は当該届出事業者の経営判断に基づき任意に設定することができる。

料金の算定時における供給約款料金原価又は届出供給約款料金原価)に係る第三條(第十五條第二項)において準用する場合を含む。)の規定により策定されたガス需給計画のうち小口供給分に係る数値をいう。次号において同じ。)を基に算定すること。

二 石油石炭税法第四條の規定による納税義務者等から購入する原料又は製品に係るものは、同法第九條に規定する税率の変動に伴う当該購入契約に係る石油石炭税の単価変動額及び小口部門のガス販売量を基に算定すること。

3 第一項の一般ガス事業者は、前項により算定した石油石炭税変動相当額を、変動機能別原価として、従量原価に直課しなければならない。

4 第一項の一般ガス事業者は、前項の変動機能別原価を、変動小口部門原価として、小口部門原価に直課しなければならない。

5 第一項の一般ガス事業者は、前項の変動小口部門原価を、現行供給約款料金の算定時における総括原価方式による供給約款料金原価又は届出供給約款料金原価の第十一條(第十五條第二項)において準用する場合を含む。)の規定による配分方法(現行供給約款料金を届出上限値方式による届出供給約款料金原価又は変動届出供給約款料金原価により算定した場合)にあっては、直近の総括原価方式による供給約款料金の算定時における供給約款料金原価又は届出供給約款料金原価の第十一條(第十五條第二項)において準用する場合を含む。)の規定による配分方法)に基づき、届出供給約款料金変動額及び届出選択約款料金変動額に配分し、様式第七の二第二表に整理しなければならない。

6 第一項の一般ガス事業者は、現行供給約款料金の算定時の供給約款料金原価、変動届出供給約款料金原価、届出供給約款料金原価又は変動届出供給約款料金原価(以下「現行供給約款料金原価」という。)に前項の届出供給約款料金変動額を加えた額を、変動届出供給約款料金原価として整理し、様式第七の二第三表に整理しなければならない。

第十六條の三 第十二條の規定は、前條の一般ガス事業者に準用する。この場合において、同條中「供給約款認可料金」とあるのは、「供給約款変動届出料金」と、「供給約款料金原価」とあるのは、「変動届出供給約款料金原価」と、

「原価算定期間」とあるのは「現行供給約款料金の算定時における原価算定期間若しくは原資算定期間」と読み替えるものとする。

第四章 原料費調整制度

17 一般ガス事業者は、一般ガス事業の用に供する原料(以下単に「原料」という。)の価格(以下「原料価格」という。)の変動が頻繁に発生すると認められる場合は、当該原料価格の変動に応じて一月(地方公共団体であつて、その供給約款料金(供給約款認可料金又は供給約款届出料金をいう。以下同じ。)の増額又は減額(以下「調整」という。)に係る手続に相当の期間を要するため調整を一月ごとに行うことが困難な一般ガス事業者にあつては、四半期)ごとに、当該期間の開始日に、次項に規定する方法により供給約款料金の増額又は減額を行うことに係る規定を供給約款に定めなければならない。

2 料金の調整は、基準単位料金(供給約款料金の従量料金の額をいう。)について、次項の規定により算定される基準平均原料価格と第五項の規定により算定される実績平均原料価格との差額(実績平均原料価格が基準平均原料価格に一・六を乗じて得た額を超える場合)にあっては、基準平均原料価格に〇・六を乗じて得た額)に別表第十に規定する方法により算定した原料価格の一方メートル当たりガス料金への換算係数を百で除して得た値を乗じて得た額により行わなければならない。

3 基準平均原料価格は、原料費を算定するために用いる期間における原料の円建て貿易統計価格(関税法(昭和二十九年法律第六十一號)第二百二條第一項第一号に基づく統計により認識することが可能な価格をいう。以下同じ。)(当該期間における当該原料の購入価格の実績値の変動と当該貿易統計価格の変動との間に著しい乖離が生じており、かつ当該原料の購入に係る契約の内容の変更が困難であることその他の事情により当該乖離を縮小することが困難である場合)にあっては、当該実績値(以下同じ。)の平均値に、数量構成比(原価算定期間又は原資算定期間(以下「原価算定期間等」という。)における原料の数量の総和に原料ごとの数量がそれぞれ占める割合をいう。以下同じ。))が最も大きい原料の一キログラム当たりの発熱量(メガジュールで表した量をいう。以下同じ。)を原料ごとの一キログラム当たりの発熱量でそれ

ぞれ除して得た値(以下「熱量換算係数」という。)に原料ごとの数量構成比をそれぞれ乗じて算定した値をそれぞれ乗じて得た額の合計額とする。ただし、第十四條第一項及び第十四條の二第二項に掲げる届出事業者にあつては、基準平均原料価格を算定するために用いる期間における原料の円建て貿易統計価格の平均値に、その変更しようとする供給約款において現に用いている熱量換算係数及び数量構成比を乗じて得た値の合計額を当該届出事業者の基準平均原料価格の額とする(その算定しようとする供給約款届出料金に係る原資算定期間における熱量換算係数及び数量構成比が明らかとなつていない場合に限り)。

4 一般ガス事業者は、前項の規定による基準平均原料価格を様式第八に整理しなければならない。

5 実績平均原料価格は、調整を行う月の五月前から三月前の期間(第一項括弧書に掲げる一般ガス事業者にあつては、調整を行う四半期の前々四半期)における原料の円建て貿易統計価格の平均値に熱量換算係数及び数量構成比を乗じて得た額の合計額とする。

6 第三項括弧書に規定する実績値を用いて基準平均原料価格を算定する一般ガス事業者(第一項括弧書に掲げる一般ガス事業者を除く。以下この条において同じ。)は、前項の規定により算定される実績平均原料価格が各原料の購入単価以外の理由によりその変動が著しくなると見込まれるときは、前項の規定にかかわらず、ガスの使用者の保護の観点から踏まえ、調整を行う月の一年二月前から三月前の期間の範囲内において調整を行う月の三月前を含み、かつ、三月を下回らない一月を単位とした連続する相当の期間(以下「特定期間」という。)における原料の購入価格の実績値の平均値に熱量換算係数及び数量構成比を乗じて得た額の合計額を実績平均原料価格とすることができ。

7 前項の規定により実績平均原料価格を算定しようとする場合には、当該一般ガス事業者は、特定期間を供給約款に定めなければならない。若しくは適用を終了する場合又は特定期間を変更する場合には、これらに伴う供給約款の変更前後において、実績平均原料価格の算定方法の差異による算定上の過不足を生じさせないよう、必要な調整措置を行うことに係る規定を供給約款に定めなければならない。

第五章 雜則

(地域別料金)

18 一般ガス事業者は、その供給区域が複数の地域に分かれていた場合であつて、原料供給する方法が著しく異なる場合その他供給約款料金を供給区域ごとに定めることが適当であると認められる場合において、供給約款料金を供給区域の地域別に定め又は変更することができる。この場合において、総原価、変動届出供給約款料金原価、届出総原価又は変動届出供給約款料金原価の算定及び配分は供給区域の地域別に行わなければならない。

2 前項の総原価、変動届出供給約款料金原価、届出総原価又は変動届出供給約款料金原価の算定、配分及び料金設定は、第二條から前條までに規定する方法その他これに類する方法であつて一般ガス事業者の事業活動の実情に応じた適正かつ合理的な方法により行わなければならない。

(事業の譲渡等)

19 一般ガス事業者は、事業譲渡等の場合における事業譲渡等の後の供給約款料金については、第三項に規定する料金算定への影響が軽微であると認められるときは、第二條から第十六條の三までの規定にかかわらず、次項に規定する譲受け等一般ガス事業者の供給約款料金をもつて譲受け等後の供給約款料金とすることができる。この場合において、一般ガス事業者は、次項及び第三項の規定による平均単価その他の事項を様式第九第一表及び第二表に整理しなければならない。

2 前項に規定する事業譲渡等の場合とは、次の各号に掲げる場合とする。

一 法第十條の認可を受けた事業の譲渡し及び譲受け並びに法人の合併及び分割であつて、譲渡しをする又は合併若しくは分割をされる(以下「譲渡し等」という。)一般ガス事業者の直近の事業年度末の需要家数が、譲受けをする又は合併若しくは分割をする(以下「譲受け等」という。)一般ガス事業者の直近の事業年度末の需要家数の二十分の一以下の場合

二 前條第一項の規定により一般ガス事業者が供給区域のある地域別に複数の供給約款料金を設定しているときの、供給約款が適用される供給区域を異なる供給約款が適用される供給区域へ併合する変更であつて、前号に準じ

算定規則第十基準平均原料価格に三を乗じた額
七条第一項括弧との差額
弧書に掲げる
一般ガス事業者
者に限る。）

旧料金算定規則平成二十年八月の実績原料価格
則第十七条第と、平成二十年九月の実績原料価
一項の規定に格と、平成二十年十月の実績原料
より、六月ご価格に三分の一を乗じた額と、平
とに供給約款成二十年十一月の実績原料価格に
料金の増額又三分の一を乗じた額と、平成二十
は減額を行つた十二月の実績原料価格に三分の
ており、当該一を乗じた額とを合計した額と平
増額又は減額成二十一年五月におけるガスの供
を行う月が五給に適用される供給約款における
月と十一月で基準平均原料価格に三を乗じた額
ある一般ガスとの差額

事業者（新料
金算定規則第
十七条第一項
括弧書に掲げ
る一般ガス事
業者に限る。）

旧料金算定規則平成二十年三月の実績原料価格に
則第十七条第六分の一を乗じた額と、平成二十
一項の規定に年四月の実績原料価格に六分の一
より、六月ごを乗じた額と、平成二十年五月の
とに供給約款実績原料価格に六分の一を乗じた
料金の増額又額と、平成二十年六月の実績原料
は減額を行つた価格に六分の一を乗じた額と、平
ており、当該成二十年七月の実績原料価格に六
増額又は減額分の一を乗じた額と、平成二十年
を行う月が六八月の実績原料価格に六分の一を
月と十二月で乗じた額と、平成二十年九月の実
ある一般ガス実績原料価格と、平成二十年十月の
事業者（新料実績原料価格に三分の一を乗じた
金算定規則第額と、平成二十年十一月の実績原
十七条第一項料価格に三分の一を乗じた額と、
括弧書に掲げ平成二十年十二月の実績原料価格
る一般ガス事に三分の一を乗じた額とを合計し
た額と平成二十一年五月における
ガスの供給に適用される供給約款
における基準平均原料価格に三を
乗じた額との差額

附則（平成二十二年三月三十一日経済産業
省令第一九号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行し、第一
条の規定による改正後のガス事業会計規則の規
定は、この省令の施行の日以後に終了する事業
年度分の会計の整理について適用する。ただ
し、第二条の規定は、平成二十二年四月一日か
ら施行する。

（一般ガス事業者供給約款料金算定規則の一部改
正に伴う経過措置）
第三条 この省令の施行の際現にガス事業法（以
下「法」という。）第十七条第一項に基づく認
可を受け、又は同条第四項の規定により届け出
られた供給約款、同条第七項の規定により届け
出られた選択約款及び法第二十条ただし書に基
づく認可を受けた料金その他の供給条件につい
ては、なお従前の例による。

附則（平成二十二年二月二六日経済産
業省令第六九号）
この省令は、公布の日から施行する。
附則（平成二十四年三月二三日経済産業
省令第一六号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、電気事業法及びガス事業法
の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四
年四月一日）から施行する。ただし、次の各号
に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日
から施行する。

一 第一条中電気事業法施行規則附則第十七条
の改正規定及び次条から附則第九条までの規
定 公布の日
（一般ガス事業者供給約款料金算定規則の一部改
正に伴う経過措置）

第五条 この省令の施行の際現にガス事業法第十
七条第一項に基づく認可を受け、又は同条第四
項の規定により届け出られた供給約款、同条第
七項の規定により届け出られた選択約款及びガ
ス事業法第二十条ただし書に基づく認可を受け
た料金その他の供給条件については、なお従前
の例による。

2 この省令の施行の際、事業者がガス事業法第
十七条第一項の認可を受けた又は同条第四項の
届出を行った総原価において算定の対象として
いるLNG気化圧送原価についてのこの省令に
よる改正後の一般ガス事業者供給約款料金算定規
則（以下この項において「新規規則」という。）
第十條第二項に規定する託送供給部門原価に属
する機能別原価の項目、新規規則別表第四から別

表第六までに規定する機能別原価の分類及び配
分基準の適用並びに新規規則様式第五の整理につ
いては、平成三十三年三月三十一日までの間、な
お従前の例によることとする。
附則（平成二十六年一月二九日経済産業
省令第三号）抄
この省令は、平成二十六年四月一日から施行
する。
附則（平成二十七年五月七日経済産業省
令第四五号）
この省令は、公布の日から施行し、第一条の
規定による改正後のガス事業会計規則の規定
は、同条の規定の施行の日以後に終了する事業
年度分の会計の整理について適用する。

別表第1（第4条、第5条、第6条、第7条、第
22条関係）
第1表
総原価の分類及び算定方法（営業費等）
(1) 営業費

項目	算定方法
原材料費	原価算定期間中の供給計画等 に基いた数量に、時価を 基礎とする適正な単価を乗 じたものとする。
加熱燃料 費	
補助材料 費	
労務費	原価算定期首における実績又 は直近実績と原価算定期間 中の変動とを考慮した適正 な額とする。
役員給与 給料	
雑給料	
賞与手当	
法定福利 費	
厚生福利 費	
退職手当 費	
修繕費	以下により算定するものとす る。 A. 基準修繕費（ガスメータ ー修繕費を除く。） 製造費、採取費、供給販売費 及び一般管理費の別以下 の算式により算定するもの とする。 原価算定期首帳簿原価× （原価算定期首帳簿原価直 修繕費の合計額÷原価算定期

項目	算定方法
租税課金 （法人 税及び 地方税 並びに 住民税 のうち 法人税 割を除く 。）	A. 固定資産税、事業税等の 諸税は、各税法の定めると ころにより算定した適正な 額とする。 B. 報償金、道路占用料等の 公課は、原価算定期首にお いて、契約され又は変更され ることが確実なもの適正 な見積額とする。
減価償却 費	原価算定期間を通じて存する 固定資産の帳簿価額及び原 価算定期間中増加する固定 資産の期間計算を行った帳 簿価額に対し、当該事業者 が採用している減価償却の 計算方法により算定した額 とする。この場合において、 耐用年数及び残存価額は、 法人税法の定めるところに よるものとする。ただし、 新設事業者にあつては、減

<p>法人税及び地方並に</p>	<p>法人税は、原価算定期間中の平均資本金額に適正な配当率を乗じて得た配当金及び利益準備金を基礎として算</p>	<p>ガス熱量変更引当金の引当額と取崩し額の適正な見積額との差額とする。</p>	<p>ガス熱量変更引当金の引当額と取崩し額の適正な見積額との差額とする。</p>	<p>（注）各項目の算定に当たり原価算定期間が2年以上の期間である場合については、各年度（原価算定期間の始期を当該事業者の事業年度の開始の日から6月を経過する日とした場合）にあつては、その日から1年を単位とする各年ごとに算定した額の合計額とする（この表において同じ。）。</p>	<p>その他の諸経費（上記以外の営業費をいう。） 原価算定期間における供給計画等に対応した適正な見積額とする。</p> <p>（注）各項目の算定に当たり原価算定期間が2年以上の期間である場合については、各年度（原価算定期間の始期を当該事業者の事業年度の開始の日から6月を経過する日とした場合）にあつては、その日から1年を単位とする各年ごとに算定した額の合計額とする（この表において同じ。）。</p>
------------------	--	--	--	---	---

<p>（3）簡素合理化方式</p>	<p>項目 修繕費</p>	<p>算定方法 以下の算式により算定するものとする。</p>	<p>減価償却費 次のいずれかにより算定するものとする。ただし、定率法及び定額法を併用している事業者は、主たる償却方法により算定するものとする。</p>	<p>（注）各項目の算定に当たり原価算定期間が2年以上の期間である場合については、各年度（原価算定期間の始期を当該事業者の事業年度の開始の日から6月を経過する日とした場合）にあつては、その日から1年を単位とする各年ごとに算定した額の合計額とする（この表において同じ。）。</p>	<p>住民税（法人税割に限る。） 定した適正な額とする。この場合において、税率は法人税法に定めるところによるものとする。 住民税は地方税法に定めるところによるものとする。</p>
-------------------	-------------------	------------------------------------	--	---	---

<p>（注）小数点第3位未満四捨五入</p>	<p>（注）小数点第3位未満四捨五入</p>	<p>（注）小数点第3位未満四捨五入</p>	<p>（注）小数点第3位未満四捨五入</p>	<p>（注）小数点第3位未満四捨五入</p>	<p>委託作業 原価算定期間直前事業年度における実績と原価算定期間中の変動を考慮した適正な額とする。</p>
------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	--

<p>（1）</p>	<p>その他の諸費用</p>	<p>修繕費 別表第1第1表（3）に掲げる算式により算定するものとする。</p>	<p>減価償却費 別表第1第1表（3）に掲げる算式により算定するものとする。</p>	<p>項目 労務費 算定方法 次のいずれかにより算定するものとする。 イ 別表第1第1表（1）に掲げる方法による算定 ロ 簡易ガス事業供給約款料金算定規則（平成16年経済産業省令第44号。以下「簡易ガス料金算定規則」という。）別表第3第1表（1）に掲げる方法による算定（この場合において、同表中「供給地点群」とあるのは「供給区域」と読み替えるものとする。）</p>	<p>※は、経済産業大臣が別に告示する値とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>10%超～20%以下</td> <td>90%</td> </tr> <tr> <td>20%超～30%以下</td> <td>88%</td> </tr> <tr> <td>30%超～40%以下</td> <td>86%</td> </tr> <tr> <td>40%超～50%以下</td> <td>84%</td> </tr> <tr> <td>50%超～60%以下</td> <td>82%</td> </tr> <tr> <td>60%超～70%以下</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>70%超～80%以下</td> <td>78%</td> </tr> <tr> <td>80%超～90%以下</td> <td>76%</td> </tr> <tr> <td>90%超～100%以下</td> <td>74%</td> </tr> </table>	10%超～20%以下	90%	20%超～30%以下	88%	30%超～40%以下	86%	40%超～50%以下	84%	50%超～60%以下	82%	60%超～70%以下	80%	70%超～80%以下	78%	80%超～90%以下	76%	90%超～100%以下	74%
10%超～20%以下	90%																						
20%超～30%以下	88%																						
30%超～40%以下	86%																						
40%超～50%以下	84%																						
50%超～60%以下	82%																						
60%超～70%以下	80%																						
70%超～80%以下	78%																						
80%超～90%以下	76%																						
90%超～100%以下	74%																						

営業費 のその 他の諸 経費を いう。	料金算定規則別表第3第1表(1)に規定するその他経費を算定するために用いる率を乗じて算定するものとする。ただし、原価算定期間中において熱量変更が行われる事業者にあつては、これに熱量変更に係る費用の原価算定期間中における適正な見積額を加算することができる。
	<p>第2表 総原価の分類及び算定方法(事業報酬)</p> <p>項目 算定方法</p> <p>レ ー ス ベ ト</p> <p>様式第1第2表の設備投資計画等により算定した以下のAからCまでの額の合計額とする。</p> <p>A. 固定資産投資額 原価算定期首固定資産帳簿価額及び期末固定資産予想帳簿価額の平均とする。この場合の予想帳簿価額は、原価算定期首に存する固定資産の帳簿価額に原価算定期間中に増加する固定資産の帳簿原価を加算した額から、それぞれについて別表第1第一表に定める方法により算定した減価償却費の額及び固定資産除却損の額を控除した額をいう。</p> <p>ただし、圧縮記帳に代えて設定した積立金に相当する資産、資産除去債務相当資産並びに休止設備及びガスの販売計画に比し過大な余裕設備は原価算定期首固定資産帳簿価額及び期末固定資産予想帳簿価額から除くものとする。</p> <p>B. 運転資本 以下のa及びbの額の合計額とする。</p> <p>a. 営業費等 原価算定期間中の営業費等から減価償却費(資産除去債務相当資産に係るものを除く)、固定資産除却損、退職給付引当金等引当金純増額、繰延資産償却費、事業税等を除いた額の1.5月分</p>

事業報酬率	<p>a. 製品(ガス)、原材料及び貯蔵品 原価算定期前2年間の各月残額の平均額×(原価算定期間中の売上高/原価算定期前2年間の年平均売上高)</p> <p>イ. 原材料 原価算定期前2年間の各月残額の平均額×(原価算定期間中の消費額/原価算定期前2年間の年平均消費額)</p> <p>ウ. 貯蔵品(原材料を除く) 原価算定期前2年間の各月残額の平均額×(原価算定期間中の月末平均需要家数/原価算定期前2年間の月末平均需要家数)</p> <p>C. 繰延資産の残高 原価算定期首の繰延資産帳簿価額及び期末の繰延資産予想帳簿価額の平均とする。</p> <p>次により算定した自己資本報酬率及び他人資本報酬率を3.5・6.5で加重平均した率とする。</p> <p>自己資本報酬率 一般ガスを除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する率(以下「全産業自己資本利益率」という。)を上限とし、国債、地方債等公社債の利回りの実績値(以下「公社債利回り実績値」という。)を下限として以下の算式により各年度ごとに算定した値の一般ガスの事業の経営状況を判断するに適當な年限の平均(全産業自己資本利益率が公社債利回り実績値を下回る場合には公社債利回り実績値)</p> <p>自己資本報酬率Ⅱ(1-ⅱ)×公社債利回り実績値+ⅱ×全産業自己資本利益率</p> <p>ⅱ. ガス事業の事業経営リスク、市場全体の株式価格が1%上昇するときのガス事業の株式の平均上昇率</p>
-------	--

<p>ⅱ 値Ⅱ(ガス事業の収益率と株式市場の収益率との分散/株式市場の収益率の分散) b. 他人資本報酬率 需要家数30万戸以上の事業者にあつては、需要家数150万戸以上の事業者の直近1年間の有利子負債の実績額に応じて当該有利子負債の実績額に係る実績利率を加重平均した値(以下「平均実績有利子負債利率」という。)(この場合において、当該事業者の有利子負債の中に転換社債等が含まれているときは、この利率を当該事業者に適用される普通社債の利率に置き換えることとする。)、需要家数30万戸未満の事業者にあつては、平均実績有利子負債利率を社債利率の格付による格差により補正した値とする。</p> <p>この場合において、事業者の経営状況を反映するための年限、全産業自己資本利益率、公社債利回り実績値及びⅱ 値並びに平均実績有利子負債利率及び平均実績有利子負債利率を社債利率の格付による格差により補正した値は、それぞれ経済産業大臣が別に告示する値とする。</p>	<p>(注) レートベースの算定に当たり原価算定期間が2年以上の期間である場合にあつては、各年度(原価算定期間の始期を当該事業者の事業年度の開始の日から6月を経過する日とした場合にあつては、その日から1年を単位とする各年)ごとに算定した額の合計額とする。第3表</p> <p>第3表 総原価の分類及び算定方法(控除項目)</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>算定方法</th> </tr> <tr> <td>営業雑益(器具販売益、ガスメーター賃貸料等、タ-賃貸料等、第3条第2項の規定によるとき)</td> <td>器具販売益、ガスメーター賃貸料等の営業雑益は、実状に応じた適正な見積額とする。</td> </tr> </table>	項目	算定方法	営業雑益(器具販売益、ガスメーター賃貸料等、タ-賃貸料等、第3条第2項の規定によるとき)	器具販売益、ガスメーター賃貸料等の営業雑益は、実状に応じた適正な見積額とする。
項目	算定方法				
営業雑益(器具販売益、ガスメーター賃貸料等、タ-賃貸料等、第3条第2項の規定によるとき)	器具販売益、ガスメーター賃貸料等の営業雑益は、実状に応じた適正な見積額とする。				

<p>は託送供給収入を含む。)</p> <p>雑収入(賃貸料、遅取加算金収入、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものに準拠して費用を算定する方法以外の方により設定した種別選択約款料金の収入又は費用のいずれか大きい額)</p> <p>それぞれ実状に応じた適正な見積額とする。</p> <p>賃貸料は、事業報酬算定の基礎となつた資産から生じたものに限るものとする。</p> <p>能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものに準拠して費用を算定する方法以外の方により設定した種別選択約款の収入又は費用は、施行規則第19条の5で提出した様式第14の4に記載した原価(原資)算定期間における額とする。</p>	<p>(注) 各項目の算定に当たり原価算定期間が2年以上の期間である場合にあつては、各年度(原価算定期間の始期を当該事業者の事業年度の開始の日から6月を経過する日とした場合にあつては、その日から1年を単位とする各年)ごとに算定した額の合計額とする。</p> <p>別表第2(第9条関係) 製造費の機能別原価への配分方法</p> <p>(1) 大口・卸供給部門、小口部門、託送供給部門に特定できるものを抽出しそれぞれに直課する。</p> <p>(2) 上記(1)以外のものについて、内容に応じ、機能別原価のいずれかに直課できるものは可能な限り当該機能別原価に直課し、それ以外のものについては、当該配分基準により、各機能別原価に配分(帰属)するものとする。</p> <p>(3) 製造部門全般に係る管理費用的なもの(以下「製造部門管理費」という。)については、その額をそれぞれ抽出し、その合計額を、各機能別原価金額比により、各機能別原価に配分(配賦)するものとする。</p> <p>供給販売費の機能別原価への配分方法</p>
---	--

供給管原価	供給管の建設・維持・保全に関する費用
メーター原価	ガスメーターの設置・維持・管理に関する費用
検針原価	ガスメーターの検針に係る費用
集金原価	ガス料金の測定・料金収納に係る費用
巡回保安原価	需要家の保安に係る費用
需要家サービス原価	広報・広聴等需要家向けサービスに係る費用
業務用関連原価	業務用需要の開発に係る費用
大口・卸供給特定原価	大口・卸供給部門に特定される費用
託送供給特定原価	託送供給部門に特定される費用
小口特定原価	小口部門に特定される費用
別表第5(第10条関係)	機能別原価の部門別原価への配分基準表
機能別原価項目	配分基準
従量原価	年間ガス販売量比(原価算定期間の料金部門別のガスの販売量比)
LNG受入原価	年間ガス販売量比
LNG貯蔵原価	ピーク期ガス販売量比(年間でも販売量又は送出量の多い4か月(例えば、12月から3月)のガスの販売量比)
LNG圧送・気化・熱調原価	ピーク最大流量比(ピーク月の1日(※1)又は時間最大(※2)のガス流量比)
その他工場原価	ピーク月ガス販売量比(年間でも販売量若しくは送出量の多い月又は年間で最も販売量若しくは送出量の多い日を含む月(例えば2月)のガスの販売量比)
圧送・ホルダー原価	ピーク月ガス販売量比

高圧導管原価	ピーク最大流量比
中圧導管原価	1時間当たりの最大流量比(ガスメーターの最大流量の累計の比)とピーク最大流量比が1:1の複合基準
中圧A導管原価と中圧B導管原価に区分するとき	
中圧A導管原価	ピーク最大流量比
中圧B導管原価	1時間当たりの最大流量比
低圧導管原価	1時間当たりの最大流量比
供給管原価	1時間当たりの最大流量比
メーター原価	1時間当たりの最大流量比
検針原価	延べ検針件数比(原価算定期間における検針件数の比)
集金原価	延べ測定件数比(原価算定期間における需要家の測定件数(定例の検針に係るガス料金請求書の発行枚数)の比)
巡回保安原価	延べ測定件数比
需要家サービス原価	延べ測定件数比
業務用関連原価	対象需要家延べ測定件数比(原価算定期間における業務用対象需要家の測定件数の比)
大口・卸供給特定原価	託送供給部門に直課
原価	託送供給部門に直課
託送供給特定原価	託送供給部門に直課
小口特定原価	小口部門に直課
(※1)	ピーク月の1日の例 ..ピーク月における1日平均 ..ピーク月における最大送出日
(※2)	時間最大の例 ..ピーク月における最大送出量上位3日の平均 ..ピーク月における最大送出時間帯(例えば連続する4時間)の送出量(又は1日最大送出時間帯の送出量上位3日平均)
別表第6(第11条関係)	小口部門原価の料金種別原価への配分基準表
機能別原価項目	配分基準
従量原価	年間ガス販売量比
LNG受入原価	年間ガス販売量比
LNG貯蔵原価	ピーク期ガス販売量比

LNG圧送・気化・熱調原価	1時間当たりの最大流量比
LNG圧送原価	
LNG気化原価	
LNG熱調原価	
その他工場原価	ピーク月ガス販売量比
圧送・ホルダー原価	ピーク月ガス販売量比
高圧導管原価	1時間当たりの最大流量比
中圧導管原価	1時間当たりの最大流量比
低圧導管原価	1時間当たりの最大流量比
供給管原価	1時間当たりの最大流量比
メーター原価	1時間当たりの最大流量比
検針原価	延べ検針件数比
集金原価	延べ測定件数比
巡回保安原価	延べ測定件数比
需要家サービス原価	延べ測定件数比
業務用関連原価	対象需要家延べ測定件数比
小口特定原価	延べ測定件数比
別表第7(第14条の2関係)	料金引下げ原価の減少機能別原価への配分方法
方法	(1) 内容に応じ、機能別原価のいずれかに直課できるものは可能な限り当該機能別原価に直課する。 (2) 上記(1)以外のものについては、既に法第17条第1項の認可を受けた又は同条第4項の届出(第14条、第14条の2の規定による届出を除く)を行った際における機能別原価(以下「直近改定時機能別原価」という)の割合により、若しくは既に同条第7項の届出を行った際における変動機能別原価に直近改定時機能別原価を加えた額の割合により、各機能別原価に配分するものとする。
別表第8(第14条の2関係)	減少事業報酬額の減少機能別原価への配分方法
方法	既に法第17条第1項の認可を受けた又は同条第4項の届出(第14条、第14条の2の規定による届出を除く)を行った際における機能別原価(以下「直近改定時機能別原価」という)の割合により、若しくは既に同条第7項の届出を行った際における変動機能別原価に直近改定時機能別原価を加えた額の割合により、各機能別原価に配分するものとする。

規定による届出を除く)を行った際における第10条第2項に掲げる機能別原価の項目とその合計額との比として算定した配分比により、各機能別原価に配分するものとする。

別表第9(第14条の2関係)
減少機能別原価の減少部門別原価への配分方法

(1) 別表第5に掲げる配分基準に基づき算定できるものは、当該配分基準の算定の諸元のうち、大口・卸供給部門、小口部門、託送供給部門のそれぞれについて求めたものとその合計値との比として算定した配分比により、部門別原価に配分する。

(2) 上記(1)以外のものについては、既に法第17条第1項の認可を受けた又は同条第4項の届出(第14条、第14条の2の規定による届出を除く)を行った際における部門別原価の割合(別表第5に掲げる配分基準の算定の諸元のうち、大口・卸供給部門、小口部門、託送供給部門のそれぞれについて求めたものとその合計値との比として算定した配分比をいう)により、部門別原価に配分するものとする。

別表第10(第17条関係)
原料価格の変動額のガス料金の変動額への換算係数の算定方法

原料価格の変動額のガス料金の変動額への換算係数の算定方法(単位当たりガス料金への換算係数)＝原料価格がトントン当たり100円変動したときの販売量1立方メートル当たりの原料費の増減(以下「原料費の増減」という)÷販売量1立方メートル当たりの原料費の増減に「た」た事業報酬額の増減(以下「事業報酬の増減」という)÷販売量1立方メートル当たりの原料費の増減及び事業報酬額の増減に「た」た事業報酬の増減(以下「事業報酬の増減」という)。

1 原料費の増減＝原価算定期間中の原料使用量(トン)×原価算定期間中のガス販売量(立方メートル)×100(円/トン)

2 事業報酬の増減＝原料費の増減×(営業費のレートベース組入比率(1.5)÷1.2)×事業報酬率

3 事業報酬の増減Ⅱ(原料費の増減+事業報酬の増減+事業報酬の増減)×事業税率

よって事業税率の増減Ⅱ(原料費の増減+事業報酬の増減)×(事業税率÷(1+事業税率))

以上より、

単位当たりガス料金

単位当たりガス料金への換算係数Ⅱ①+②+③Ⅱ

(原価算定期間中の原料使用量(トン) / 原価

算定期間中のガス販売量(立方メートル) ×

100(円/トン) × (1 + (営業費のレート

ベース組入比率(1.5) × 12) × 事業報酬

率) × (1 + 事業税率) × (1 - 事業税率)

様式第1(第3条関係)

(略)

様式第2(第4条、第5条、第22条関係)

(略)

様式第3(第6条関係)

(略)

様式第4(第7条関係)

(略)

様式第5(第8条、第9条、第10条、第11条

関係)

(略)

様式第5の2(第10条の2、第10条の3、第

10条の4、第10条の5関係)

(略)

様式第5の3(第10条の5)

(略)

様式第6(第12条関係)

(略)

様式第6の2(第12条の2関係)

(略)

様式第7(第14条、第14条の2、第15条関

係)

(略)

様式第7の2(第16条の2、第16条の3関

係)

(略)

様式第8(第17条関係)

(略)

様式第9(第19条関係)

(略)

様式第10(第20条関係)

(略)